

令和 7 年度

委 託

~~設 計 書~~
仕 様 書

1 委 託 名 川越市内児童遊園137箇所 遊具・設備等保守点検業務委託

2 委 託 箇 所 川越市宮下町2丁目7番17ほか 136 箇所

3 実 施 額 ￥ 円 (但し、委託価格 ￥ 円)

4 変 更 実 施 額 ￥ 円 (但し、委託価格 ￥ 円)

差 引 増 減 額 ￥ 円

5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 契約締結日 ～ 令和7年8月29日 】

変 更 委 託 の 大 要	
委 託 の 大 要	本業務は、川越市内児童遊園の遊具・設備等保守点検業務を委託するものである。 点検業務:137箇所 報告書作成:一式
変 更 理 由	
起 工 理 由	遊具・設備等児童遊園施設の安全性等を確保するため、保守点検を行うもの。

川 越 市

本 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	点 検 業 務	規 準 点 検 ・ 劣 化 点 検	児 童 遊 園 137 箇 所	1	式			遊 具 ・ 設 備 等 A
	書 類 作 成 業 務	結 果 一 覧 ・ 写 真 帳 作 成	児 童 遊 園 137 箇 所	1	式			打 ち 合 わ せ 含 む B
	諸 経 費			1	式			C
	委 託 価 格							D = A + B + C
		消 費 税 及 び 特 別 地 方 消 費 税		1	式			E = D * 10%
合 計								

川越市内児童遊園 1 3 7 箇所遊具・設備等保守点検業務委託 特記仕様書

第 1 節 一般事項

1 目的

本業務は、遊具をはじめとする児童遊園施設の安全確保のために行う施設点検のうち、専門業者による遊具等の作動、損耗状況、変形等の異常及び安全領域等の規準に対する妥当性についての調査・診断・判定（定期点検）を行うことを目的とする。

2 委託箇所

別紙「令和 7 年度 点検児童遊園一覧表」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 2 9 日（金）まで

4 支払方法

完了払い

5 技術者の選任

点検にあたっては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂第 3 版）（令和 6 年 6 月 国土交通省）、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（令和 6 年 4 月 一般社団法人日本公園施設業協会）に記載されている内容に則り、遊具等の点検が可能な技術者（「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」又は「公園施設点検技士」の資格を保有する者）を選任するものとする。

なお、受注者は、業務に従事する当該技術者の資格証の写しを、業務開始前に発注者に提出すること。

6 業務の範囲

ブランコ等の可動遊具、すべり台等の固定遊具及び背伸ばしベンチ等のいわゆる健康器具についてチェックするものとし、点検を行った遊具等には、点検を行った日付及び点検業者がわかるよう、点検済証を貼付するものとする。点検済証は当該年度を含め 3 年間表示するものとし、4 年以上経過した表示は除去するものとする。

また、ベンチ等の設備、フェンス等及びそれらの周囲の状況、その他の児童遊園設備についても、点検の際に気づいた危険箇所がある場合は、発注者に報告（写真を添付）するものとする。

7 法令等の遵守及び手続きの代行

作業の実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届出、手続き等は、速やかに処理しなければならない。

作業の実施に際して、関係官公署、付近住民、児童遊園等利用者と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに発注者と協議し、その決定に従い実施するものとする。

8 負担区分

本業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署等への届出、手続き等は受注者の負担とする。

9 服務

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、作業現場においては、喫煙をしないよう徹底するものとする。また、業務に従事する者は、品位のある服装・態度に留意するように努めなければならない。

10 環境配慮

受注者は、川越市が環境配慮に取り組んでいることを踏まえ、業務にあたっては、環境に配慮するように努めること。

1.1 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

1.2 仕様書に記載のない事項

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項については、発注者、受注者双方で協議のうえ解決するものとする。

第2節 委託業務の適正化

1 委託業務実施計画書

受注者は、委託期間中の業務計画を定めた実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

2 業務従事者名簿

施設の保安上の理由により、受注者は、業務従事者名簿を提出するものとする。また、従事者の異動があった場合も同様とする。

3 作業日・作業時間等

作業の実施日・作業時間等は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

4 業務開始前の準備

受注者は、事前に受託箇所の概要を把握するとともに、発注者と十分に打合せを行ったうえで、その指示に従って業務を効率よく安全に遂行するものとする。

5 現場の安全管理

作業の実施にあたっては、児童遊園利用者等に危険のないよう充分注意するものとする。なお、作業中においては、児童遊園入口や作業場所付近に作業中であることを表示した看板を掲示し、注意を喚起すること。

作業の実施にあたり、施設等を損傷しないよう充分注意するものとする。万一損傷した場合は、受注者の負担で原形に復するものとする。

受注者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく発注者に報告するものとする。

6 点検マニュアル等の提示及び承認

作業実施前に、安全点検項目及び点検方法を示したマニュアルを提示し、内容について発注者の承認を得るものとする。なお、安全点検項目及び点検方法は、以下に掲げる事項を踏まえたものとする。

また、報告書及び点検済証の様式についても発注者の承認を得るものとする。

- ① 安全点検項目は、総合、ハザード、劣化、塗装の4項目とする。
- ② 各安全点検項目の点検結果を4段階程度に区分する。
- ③ 不良箇所については写真を添付する。

第3節 業務の実施報告

1 報告書

報告書は以下のとおりとし、冊子及び電子データで各1部提出するものとする。なお、電子データを提出する際は、CD-R又はDVD-R等の記録媒体に保存のうえ提出するものとする。

- ①委託業務実施報告書
- ②点検結果一覧表（総括表）
- ③児童遊園別点検遊具一覧表
- ④遊具別点検結果表
- ⑤点検遊具等写真帳
- ⑥その他必要な書類（発注者が別途指示する）

2 緊急報告

点検の結果、劣化、危険度が高く、使用禁止の緊急措置が必要と認められた場合はこれを行い、措置状況等について直ちに発注者に報告するものとする。

なお、使用禁止の緊急措置は、当該遊具の使用ができないように使用禁止テープの巻き付けを行う等によることとし、使用禁止の旨を記載した看板を掲示することとする。

令和7年度 点検児童遊園一覧表

通しNo.	基本情報				設備情報																														
	地区	児童遊園名	所在地	地籍 (㎡)	ブランコ			すべり台		鉄棒		砂場	シーソー			築山	ヒューム管	タイヤ (本数)	丸木 ステップ	ジャングルジム		ウンテイ		固定遊具(動物等)				複合遊具		登り棒	グロ ープ・ジャ ンゲル	健康 ベンチ	遊具数 合計		
					基数	本数	柵	基数	形状	基数	連数		基数	本数	形状					基数	形状	基数	形状	コンクリート	FRP	バネ・ ロッキン	形状	基数	内訳						
1	本庁	宮下町2丁目	宮下町2-7-17他	259																		1	コイルラダー		1		コアラ						2		
2	本庁	宮元町	宮元町4先	393	1	2	1	1	一流	1	3			1	1	木製																	4		
3	本庁	妙義神社	宮元町32-5	156	1	2				1	3																						2		
4	本庁	柊稲荷	石原町1-32-4他	545	1	2		1	一流	1	3	1																					4		
5	本庁	石原公民館	石原町2-64-6	229	1	2	1						1							1	5段サーキュ ルキャスル					1	1	カバ・ロッキン・ティラノ						5	
6	本庁	上野田中央	上野田町7-34	88	1	2		1	一流																		1	ロッキン・ウサギ					3		
7	本庁	上野田北	上野田町55-2	327				1	一流	1	2												1	太鼓型									3		
8	本庁	野田神社(境内)	野田町1-11-6	247	1	2		1	一流	1	3			1	1	木製														1			5		
9	本庁	野田団地	野田町1-12-84	92									1																					1	
10	本庁	野田町1丁目	野田町1-23-111	111																							1	バネ・ウマ						1	
11	本庁	野田町2丁目	野田町2-16-161	143	1	2				1	3																						2		
12	本庁	熊野神社	今成3-4-4	331	1	4	1	1	一流	1	3	1																						4	
13	本庁	警視庁団地	今成4-9-5	306	1	4	1	1	一流				1							1														4	
14	本庁	氷川神社	小室297-2	350				1	一流	1	2																					1		3	
15	本庁	出世稲荷	松江町1-7-1	700						1	3			1	1	木製								1	水	平									3
16	本庁	三変土田稲荷	小仙波町4-9-4	165	1	2	1	1	一流	1	3															1		カバ						4	
17	本庁	氷川神社	仙波町4-19-2	655	1	4	1	1	一流	1	3	1		1	1	木製								1	水	平								6	
18	本庁	浅間神社	富士見町20-1	312	1	2	1						1																					2	
19	本庁	菅原神社	菅原町9-6	166	1	2				1	2																							2	
20	本庁	新宿3丁目	新宿町3-3-1	197	1	2	1							1	1	木製																		2	
21	本庁	新宿城南	新宿町3-20-37	95				1	一流	1	2	1																						3	
22	本庁	メイツ川越	新宿町3-10-1	100				1	一流	1	3	1																						3	
23	本庁	4丁目	新宿町4-4-52	119																								2	ロッキン・ウマ、ラッコ					2	
24	本庁	岸町1丁目	岸町1-52-13	244	1	2	1			1	3			1	1	木製					1			1	S	字								5	
25	本庁	三光町団地	三光町35-21	218	1	2		1	一流	1	1	1														3		ラクダ、キリン、イタチ						7	
26	本庁	六塚稲荷	六軒町1-17-2	96	1	4	1	1	一流				1	1	2	木製																		4	
27	芳野	北田島	北田島329他	379	1	2	1	1	一流	1	3			1	1	木製																		4	
28	芳野	菅間中・下	菅間764	331						1	3			1	1	木製					1													3	
29	芳野	石田本郷	石田本郷605-1	612	1	4	1	1	一流	1	3									1														4	
30	芳野	稲荷神社	石田本郷697他	613	1	2	1	1	一流	1	3																							3	
31	芳野	西門公民館	鴨田405-1他	2,474	1	2		1	一流	1	2	1																						4	

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。

また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

